

## 新しい移動手段に使用する車両について

### 1 使用する車両の考え方

精明地区と加治地区の新しい移動手段として使用する車両は、10人乗りのワゴン車両として市が購入し、運行する事業者と使用貸借計画を締結することとする。

### 2 仕様

		例
種別	送迎タイプワゴン	
車体の形状	ワンボックスワゴン	
定員（旅客定員）	10人（9人）	
駆動方式	2WD	
変則方式	5AT	
ドア数	4ドア	
ボディ長（全長）	スーパーロング（5,080mm）	
ボディ幅（全幅）	標準幅（1,695mm）	
ルーフ形状（全高）	ハイルーフ（2,285mm）	
車両総重量	2,580kg	
床面の高さ	595mm	

#### ■ 車両の選定理由

- ・住宅地内の狭隘な道を走行すること。
- ・1便当たりの利用者を5名から8名程度としていること。
- ・普通自動車運転免許にて運転することができること。
- ・車内の快適性及び安全性を考慮すること。

#### ■ 車椅子利用者への対応について

使用する車両は、利用者の想定が主に高齢者であることから、乗降のしやすさ、車内の快適さ及び安全性を考慮する必要があることから、車椅子の仕様でない車両とする。

なお、車椅子による利用を希望する方への対応は、前日までの電話予約により、事業を実施する交通事業者が所有する車椅子対応の車両を同じ時刻に配車することを検討している。

#### 【参 考】

車両の新規購入の際には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）において、車椅子による乗車が可能であること等のバリアフリー基準の適合が義務付けられている。しかし、移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（平成27年2月26日国自技第168号）において、**車両総重量5t以下であって乗車定員23人以下の自動車**については、地方運輸局に申請し認定を受けることで、移動等円滑化基準の適用除外となる。